

# **特記仕様書**

## **一筆地調査業務共通仕様書 (E1工程)**

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この仕様書は、小林市（以下「甲」という。）が発注する国土調査（地籍調査）事業にかかる一筆地調査業務に適用する。

### (作業規定)

第2条 業務については、この仕様書のほか委託契約書及び次の各号に掲げる法令等により行い、疑義を生じた場合には本市職員と協議し実施するものとする。

- (1) 国土調査法
- (2) 国土調査法施行令
- (3) 地籍調査作業規程準則・同運用基準
- (4) 地籍調査事業工程管理及び検査規程
- (5) 地籍調査事業工程管理及び検査規程細則

### (作業計画)

第3条 請負者（以下「乙」という。）は、作業実施計画書、着手届、主任技術者届等を作成し、甲の承認を受けなければならない。また、その計画を変更しようとするときも同様とする。

### (秘密厳守)

第4条 乙は、業務上知り得た個人情報を外に漏らしてはならない。また、業務上収集した情報を甲の許可なく複写及び加工し、庁外に持ち出してはならない。

### (補償)

第5条 業務実施にあたり、乙が第三者に与えた損害は、乙の責任において補償するものとする。

### (訂正)

第6条 乙は、業務終了後に成果の誤りがあった場合は、直ちに訂正しなければならない。この場合において訂正に要する費用は、乙の負担とする。

### (保安)

第8条 乙は、本業務中交通の妨害となるような行為はもちろん公衆に迷惑をおよぼさないよう次の各号により作業しなければならない。

- (1) 交通及び保安に関する作業については、あらかじめ所轄官公庁と十分な打合せの上施行すること。
- (2) 本業務従事者は、常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。
- (3) 本業務中事故が生じた場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について速やかに甲に報告すること。

(業務カルテ)

第9条 乙は、測量調査設計業務実績サービス（テクリス）（一般財団法人日本建設情報総合センター）に基づき業務カルテを作成し、甲の確認を受けた後にセンターに提出するとともに、センター発行の業務カルテ受領書の写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 受注時登録データの提出期限は契約締結後 10 日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は契約締結後 10 日以内とする。
- (3) 業務履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合には、変更があった日から 10 日以内に変更登録すること。
- (4) 1 項から 3 項の「10 日以内」には、土曜日、日曜日及び祝日は含まないものとする。

## 第2章 業務の概要

(業務の内容)

第10条 乙は、契約締結後速やかに作業計画を甲に提出し、その承認を受けなければならぬ。

- (2) 業務の工程及び作業内容は、次のとおりとする。

一筆地調査の工程	作業内容
作業準備	関係者説明会の開催
作業進行予定表の作成	作業進行予定表の作成
単位区域界の調査	調査区域の現況把握
調査図素図等の作成	調査図素図の作成
	調査図一覧図の作成
現地調査の通知	現地調査の通知
標札等の設置	筆界表示杭の設置依頼
市町村の境界の調査	関係市町村への立会依頼及び資料提供依頼
現地調査	所有者、地番、地目、筆界の調査
	点検整理

(現地調査)

第11条 現地調査における立会は、乙の主導で行うものとする。この場合において問題点等が発生した場合は、監督者の立会等を要請するものとする。

(業務報告)

第12条 乙は、業務中原則として、作業の進捗状況を隨時、監督者に報告するものとする。

(提出書類)

第13条 乙は、甲が示す様式により、成果品として関係書類を提出しなければならない。  
成果品は全て甲の所有とし、甲の承諾を受けないで他に公表、貸与してはならない。

### 第3章 業務の実施

-(調査図作成)-

第14条 乙は、~~調査図素図の表示が一筆地調査の結果と相違している時は、当該表示事項を訂正及び修正又は記録するとともに、次の場合には、調査図素図に必要な事項を記録して調査図を作成すること。~~

- ①~~分割があったものとして調査する場合~~
- ②~~合併（一部合併を含む）があったものとして調査する場合~~
- ③~~新たに表示の登記をすべき土地を発見した場合~~
- ④~~滅失（一部滅失を含む）又は不存在地があつた場合~~
- ⑤~~地番区域を変更する場合~~

(2) 乙は、~~筆界点番号標を設置したときは、その都度調査図素図の該当する箇所にその番号を記録するものとする。~~

(検査)

第15条 乙は、全作業完了時において、十分な社内検査を行った後、甲の検査を受けるものとする。なお、作業の中間においても、甲の指示があるときは、工程毎の検査を受けるものとする。

(2) 乙は、修正箇所がある場合は、速やかに修正を行わなければならない。

(成果品)

第16条 乙が甲に納入する品目は次のとおりとする。

- (1) 調査素図
  - (2) その他、甲が指示するもの。
- (その他事項)

第17条 受託者は本業務委託において、法務局への登記完了まで責任を持って対応すること。